

Q 相続によって取得した不要な土地への対応！
私（仮名：五十嵐郁夫）は父から相続財産として、森林、田畑、別荘地、自宅、預貯金を引き継ぎました。引き継いだ財産の内、**森林、田畑、別荘地は維持管理が非常に大変**です。また、簡単に売却することもできません。

今後、私の相続人である娘2人は、**森林と田畑と別荘地だけ相続放棄**することは可能でしょうか？

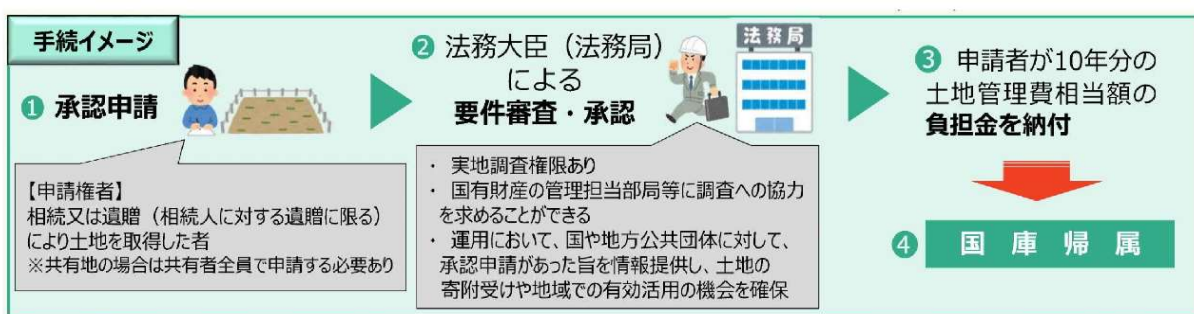
A 相続放棄は可能ですが・・・。
五十嵐さんの相続発生時に、娘さん2人が相続放棄をすることは可能です。しかしこの場合、**すべての財産について放棄しなければなりません**。したがって、森林、田畑、別荘地以外の**自宅や預貯金のすべてを相続放棄**することになります。一部分の財産だけを相続放棄することは出来ませんのでご注意ください。

ただし、令和3年4月21日に「**相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律**」が可決成立したので、ご紹介します。

解説

この法律は、現在適切に管理されている土地が将来管理不全状態になることを防止するとともに、相続による所有者不明土地の発生を抑制する観点から、相続等によって土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させる制度です。

つまり、**維持管理が大変な土地だけを相続時に国へ引き取ってもらう制度**です。



（出典：法務省民事局「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し」）

なお、承認申請に伴い、土地が国庫に帰属することとなった場合には、**審査手数料**のほか、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した**10年分の土地管理費相当額の負担金**を支払わなければなりません。

【参考】現状の国有地の標準的な管理費用（10年分）は、粗放的な管理で足りる原野の場合で約20万円、市街地の宅地（200㎡）の場合で約80万円とされています。

この法律は令和5年4月27日から施行されます。

維持管理が大変な土地をお持ちの方は、ぜひ、上記制度の活用を検討してみてください。

お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
TEL:0120-985-556 URL:www.aoba-atm.com/

解説動画公開中！

YouTube あおば オンラインセミナー